

令和元年 6 月定例月議会議案一覧

議案番号	件 名
報告 6	平成30年度豊明市土地開発公社決算並びに平成31年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
報告 7	平成30年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
報告 8	平成30年度豊明市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
報告 9	豊明市国民保護計画の変更の報告について
議案 4 6	教育長の任命について
議案 4 7	令和元年度豊明市一般会計補正予算（第2号）について
議案 4 8	豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について
議案 4 9	豊明市税条例の一部改正について
議案 5 0	豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案 5 1	豊明市介護保険条例の一部改正について
議案 5 2	豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について
議案 5 3	豊明市下水道条例の一部改正について
議案 5 4	豊明市有料駐車場条例の一部改正について
議案 5 5	令和元年度豊明市一般会計補正予算（第3号）について
議案 5 6	令和元年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

報告第6号

平成30年度豊明市土地開発公社決算並びに平成31年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項について、別紙のとおり報告する。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成30年度

収支決算書

豊明市土地開発公社

令和元年5月10日 認定

事業報告書

1 総括事項

平成30年度の取得事業及び処分事業はありませんでした。

2 役員会に関する事項

(1) 理事会(平成30年5月 8日)

議案第3号 平成29年度豊明市土地開発公社収支決算の認定について

議案第4号 剰余金の処分について

(2) 理事会(平成31年3月14日)

議案第1号 平成31年度豊明市土地開発公社事業計画について

議案第2号 平成31年度豊明市土地開発公社収支予算について

平成30年度 豊明市土地開発公社 決算状況報告書

収益的収入及び支出の部

平成31年3月31日

(単位：円)

収入	区	項	分		予		執行額	予定額との比較
			目	節	正	補		
1. 事業収益					0	0	0	0
		1. 公有地取得事業収益			0	0	0	0
			1. 公有用地売却収益		0	0	0	0
2. 事業外収益					90,000	0	90,000	83,466
		1. 受取利息			89,000	0	89,000	82,466
			1. 受取利息		89,000	0	89,000	82,466
		2. 雑収益			1,000	0	1,000	1,000
			1. 雑収益		1,000	0	1,000	1,000
		収入合計			90,000	0	90,000	83,466

支出	区	項	分		予		執行額	予定額との比較
			目	節	正	補		
1. 事業原価					0	0	0	0
		1. 公有地取得事業原価			0	0	0	0
			1. 公有用地売却原価		0	0	0	0
2. 販売費及び一般管理費					85,000	0	85,000	14,000
		1. 販売費及び一般管理費			85,000	0	85,000	14,000
			1. 人件費		0	0	0	0
			1. 報酬		0	0	0	0
		2. 経費			85,000	0	85,000	14,000
			1. 旅費		1,000	0	1,000	1,000
			2. 交際費		1,000	0	1,000	1,000
			3. 需用費		10,000	0	10,000	10,000
			4. 役員費		1,000	0	1,000	1,000
			5. 負担金		1,000	0	1,000	1,000
			6. 公租公課		71,000	0	71,000	0
3. 予備費					5,000	0	5,000	5,000
		1. 予備費			5,000	0	5,000	5,000
			1. 予備費		5,000	0	5,000	5,000
		支出合計			90,000	0	90,000	19,000

資本的収入及び支出の部

収入

(単位：円)

款	区 項	分 目			予 定 額				執 行 額	予 定 額 と の 比 較	備 考
		目	節	当	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額			
1. 資本的収入				19,560,000	0	0	19,560,000	0	19,514,907	45,093	
	1. 借入金			19,560,000	0	0	19,560,000	0	19,514,907	45,093	
				19,560,000	0	0	19,560,000	0	19,514,907	45,093	
				19,560,000	0	0	19,560,000	0	19,514,907	45,093	
				収入 合 計							

支出

(単位：円)

款	区 項	分 目			予 定 額				執 行 額	予 定 額 と の 比 較	備 考
		目	節	当	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額			
1. 資本的支出				19,560,000	0	0	19,560,000	0	19,514,907	45,093	
	1. 公有地取得事業費			106,000	0	0	106,000		65,658	40,342	
				0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	
				106,000	0	0	106,000		65,658	40,342	
				0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	
				19,454,000	0	0	19,454,000		19,449,249	4,751	
				19,454,000	0	0	19,454,000		19,449,249	4,751	
				19,560,000	0	0	19,560,000	0	19,514,907	45,093	
				支出 合 計							

資金執行計算書

(単位：円)

受入資金	34,870,384
1 事業収益	0
2 事業外収益	6,534
3 長期借入金	19,514,907
4 前年度繰越金	15,348,943
支払資金	19,585,907
1 販売費及び一般管理費	71,000
2 公有地取得事業費	65,658
3 償還金	19,449,249
4 前年度未払金	0
差引	15,284,477

損益計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有用地売却収益	0	
事業収益合計	<u>0</u>	<u>0</u>
2 事業原価		
(1) 公有用地売却原価	0	
事業原価合計	<u>0</u>	<u>0</u>
事業総利益		<u>0</u>
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	71,000	
販売費及び一般管理費合計	<u>71,000</u>	<u>71,000</u>
事業損失		<u>71,000</u>
4 事業外収益		
(1) 受取利息	6,534	
(2) 雑収益	0	
事業外収益合計	<u>6,534</u>	<u>6,534</u>
当年度純損失		<u><u>64,466</u></u>

財 産 目 録

資 産 の 部

平成31年3月31日
(単位：円)

区 分	明 細	金 額
預 金	普通預金及び定期預金	15,269,477
基 金	定 期 預 金	10,000,000
土 地	公 有 用 地	19,476,717
合 計		44,746,194

負 債 の 部

平成31年3月31日
(単位：円)

区 分	借 入 先 等	金 額
長期借入金	愛知信用金庫豊明支店	19,461,717
合 計		19,461,717

事業原価計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	<u>0</u>
(2) 補償費	<u>0</u>
(3) 委託料	<u>0</u>
(4) 工事費	<u>0</u>
(5) 支払利息	<u>65,658</u>
(6) 需用費	<u>0</u>

当年度取得事業原価	<u>65,658</u>
前年度末未処分用地	<u>19,411,059</u>
当年度用地売却原価	<u>0</u>
当年度末未処分用地	<u>19,476,717</u>

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	<u>15,269,477</u>	
(2) 公有用地	<u>19,476,717</u> (※1)	
流動資産合計		<u>34,746,194</u>
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	<u>10,000,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000,000</u>
資 産 合 計		<u>44,746,194</u>
負 債 の 部		
1 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>19,461,717</u>	
固定負債合計		<u>19,461,717</u>
負 債 合 計		<u>19,461,717</u>
資 本 の 部		
1 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>	
資本金合計		<u>10,000,000</u>
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	<u>15,348,943</u>	
(2) 当期純損失	<u>64,466</u>	
準備金合計		<u>15,284,477</u>
資 本 合 計		<u>25,284,477</u>
負 債 ・ 資 本 合 計		<u>44,746,194</u>

※1 個別法による原価法に依っております。

キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入		0
公有地取得事業支出	△	65,658
人件費支出		0
その他の業務支出	△	71,000
小計	△	136,658

利息の受取額		6,534
事業活動によるキャッシュ・フロー	△	130,124

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入		19,514,907
長期借入金の返済による支出		19,449,249

財務活動によるキャッシュ・フロー		65,658
------------------	--	--------

IV 現金及び現金同等物減少額		64,466
-----------------	--	--------

V 現金及び現金同等物期首残高		5,333,943
-----------------	--	-----------

VI 現金及び現金同等物期末残高		5,269,477 (※1)
------------------	--	----------------

※1 現金及び現金同等物期末残高に、1年間の定期預金を含めておりません。

剰余金処分計算書

(単位 円)

1 前年度繰越剰余金	<u>15,348,943</u>
2 当年度純損失	<u>64,466</u>

これを次のとおり処分するものとする。

翌年度繰越剰余金	<u>15,284,477</u>
----------	-------------------

平成30年度決算付属明細書

豊明市土地開発公社

事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	0	
合 計		0	/

事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	
合 計		0	/

資本金明細表

(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 金	摘 要
基本財産	豊明市	10,000,000	
合 計	/	10,000,000	/

平成30年度豊明市土地開発公社事業実績

取得

事業名	所在	面積(m ²)	地目	金額(円)	事業報告 No.
都市計画道路用地		174.00		65,658	
大根若王子線用地	間米町鶴根地内	174.00	宅地	65,658	(1)
合 計					

処分

事業名	所在	面積(m ²)	地目	金額(円)	事業報告 No.
合 計		0.00		0	

決算審査意見書

平成30年度豊明市土地開発公社収支決算並びに関係書類について豊明市土地開発公社定款第24条の規定により審査したところ適正に処理されていることを認めます。

なお、用地の取得、処分については、今後も、土地取得の目的及び資金計画を十分勘案し、公社運営が健全かつ円滑に推進できるよう万全を期されたい。

平成31年4月24日

豊明市土地開発公社理事長 殿

豊明市土地開発公社

監事 鈴木美智子

監事 平下義本

平成31年度

事業計画及び収支予算書

豊明市土地開発公社

平成31年3月14日 議決

平成31年度豊明市土地開発公社事業計画

事業名	取得面積	処分面積
	m ²	m ²

平成 3 1 年度豊明市土地開発公社予算

(総則)

第 1 条 平成 3 1 年度豊明市土地開発公社の収支予算は、以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の予定)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第 1 款	事業収益	0
第 1 項	公有地取得事業収益	0
第 2 款	事業外収益	90
第 1 項	受取利息	89
第 2 項	雑収益	1
	収入合計	90

支 出		(単位 千円)
第 1 款	事業原価	0
第 1 項	公有地取得事業原価	0
第 2 款	販売費及び一般管理費	85
第 1 項	販売費及び一般管理費	85
第 3 款	予備費	5
第 1 項	予備費	5
	支出合計	90

(資本的収入及び支出の予定)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	資本的収入	103
第1項	借入金	103
	収入合計	103

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出		(単位 千円)
第1款	資本的支出	103
第1項	公有地取得事業費	103
第2項	償還金	0
	支出合計	103

(借入金)

第4条 資金の借入方法及び借入限度額並びに償還方法を次のとおり定める。

目 的	事業資金にあてるため
限 度 額	2,000,000千円以内
借 入 方 法	市中金融機関 手形借入
利 率	年利4.0%以内
償 還 方 法	土地売却代金を収納した都度償還するものとする。

I 平成31年度豊明市土地開発公社予算執行計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 事業収益				0
	1 公有地取得事業収益			0
		1 公有用地売却収益		0
2 事業外収益				90
	1 受取利息			89
		1 受取利息		89
	2 雑収益			1
		1 雑収益		1
収 入 合 計				90

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 事業原価				0
	1 公有地取得事業原価			0
		1 公有用地売却原価		0
2 販売費及び一般管理費				85
	1 販売費及び一般管理費			85
		1 人件費		0
			1 報酬	0
		2 経費		85
			1 旅費	1
			2 交際費	1
			3 需用費	10
			4 役務費	1
			5 負担金	1
			6 公租公課	71
3 予備費				5
	1 予備費			5
		1 予備費		5
支 出 合 計				90

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 資本的収入				103
	1 借入金			103
		1 借入金		103
収 入 合 計				103

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 資本的支出				103
	1 公有地取得事業費			103
		1 用地費		0
		2 補償費		0
		3 委託料		0
		4 工事費		0
		5 支払利息		103
		6 需用費		0
			1 消耗品費	0
	2 償還金			0
		1 借入償還金		0
支 出 合 計				103

Ⅱ 資金計画書

(単位 千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予算額	増減 (△)
受入資金	34,856	15,462	△ 19,394
(1) 事業収益	0	0	0
(2) 事業外収益	7	90	83
(3) 長期借入金	19,515	103	△ 19,412
(4) 前年度繰越金	15,334	15,269	△ 65
支払資金	19,587	188	△ 19,399
(1) 販売費及び一般管理費	71	85	14
(2) 公有地取得事業費	66	103	37
(3) 償還金	19,450	0	△ 19,450
(4) 前年度未払金	0	0	0
差 引	15,269	15,274	5

Ⅲ 予定損益計算書

(平成31年4月1日～平成32年3月31日)

(単位 千円)

1 事業収益

(1) 公有用地売却収益

0

事業収益合計

0

2 事業原価

(1) 公有用地売却原価

0

事業原価合計

0

事業総利益

0

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費

85

販売費及び一般管理費合計

85

事業損失

85

4 事業外収益

(1) 受取利息

89

(2) 雑収益

1

事業外収益合計

90

当年度純利益

5

IV 予定事業原価計算書

(平成31年4月1日～平成32年3月31日)

(単位 千円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	0
(2) 補償費	0
(3) 委託料	0
(4) 工事費	0
(5) 支払利息	103
(6) 需用費	0

当年度取得事業原価	103
前年度末未処分用地	19,476
当年度用地売却原価	0
当年度末未処分用地	19,579

V 予定貸借対照表

(平成32年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	15,274	
(2) 公有用地	19,579	
流動資産合計		34,853
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	10,000	
固定資産合計		10,000
資 産 合 計		44,853
負 債 の 部		
1 固定負債		
(1) 長期借入金	19,564	
負 債 合 計		19,564
資 本 の 部		
1 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		10,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	15,284	
(2) 当期純利益	5	
準備金合計		15,289
資 本 合 計		25,289
負 債 ・ 資 本 合 計		44,853

平成31年度豊明市土地開発公社事業計画

取得

(単位 m²)

事業名	所在	面積	備考
合 計			

処分

(単位 m²)

事業名	所在	面積	備考
合 計		0.00	

報告第7号

平成30年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地
方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成30年度豊明市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	地域創生事務事業	2,564,000	2,564,000	0	0	0	2,564,000
2 総務費	1 総務管理費	電算管理事業	3,132,000	3,132,000	0	0	0	3,132,000
3 民生費	2 児童福祉費	保育事業	21,600,000	21,600,000	0	0	0	21,600,000
7 商工費	1 商工費	商工業振興補助事業	53,399,000	53,399,000	0	53,399,000	0	0
8 土木費	4 都市計画費	市街地開発事業	40,520,000	40,520,000	0	0	0	40,520,000
8 土木費	4 都市計画費	街路事務事業	3,960,000	3,960,000	0	0	0	3,960,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	747,165,000	680,659,000	0	111,946,000	496,000,000	72,713,000
10 教育費	2 小学校費	新設校開設事業	6,356,000	6,356,000	0	0	0	6,356,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設維持管理事業	152,340,000	142,740,000	0	37,276,000	97,400,000	8,064,000
合 計			1,031,036,000	954,930,000	0	202,621,000	593,400,000	158,909,000

報告第8号

平成30年度豊明市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について

繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成30年度豊明市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	その他		
			円	円	円	円	円	円	
3	公共下水道建設事業費	1 建設事業費	公共下水道築造事業	11,736,000	11,736,000	0	5,868,000	5,800,000	68,000
合 計			11,736,000	11,736,000	0	5,868,000	5,800,000	68,000	

報告第9号

豊明市国民保護計画の変更の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項にて準用される同条第6項の規定に基づき、豊明市国民保護計画の変更について、別添のとおり報告する。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市国民保護計画の変更について

豊明市国民保護計画（平成19年3月作成）の一部を次のとおり変更する。

- 1 第1編総論第3章関係機関の事務又は業務の概要の表中、「東海北陸厚政局」を「東海北陸厚生局」に改め、日本赤十字社が実施する措置の概要を加え、一部事務組合（尾三消防本部）を加える。
- 2 第2編平素からの備えや予防第1章組織・体制の整備等第1市における組織・体制の整備1各部・課における平素の業務の、各部・課における平素の業務表中、秘書広報課、企画政策課、とよあけ創生推進室により編成される班に、「情報システム課」を加え、税務課、監査委員事務局により編成される班に、「債権管理課」を加え、「消防団」の項を加え、「高齢者福祉課」を「健康長寿課」に、「児童福祉課」を「保育課」に、「健康推進課」を「子育て支援課」に、都市計画課により編成される班に、「市街地整備課」、「下水道課」を加え、「産業振興課」を「産業支援課」に、産業支援課により編成される班に、「農業政策課」を加え、「指導室」を「学校支援室」に、「各学校職員（市費職員）」を「学校職員（市費）」に改め、消防本部の項を削る。
- 3 第2編平素からの備えや予防第1章組織・体制の整備等2市職員の参集基準等（5）幹部職員等の参集が困難な場合の対応表中、市対策本部長の代替職員の表中、「教育長」を「市民生活部長」に改める。
- 4 第2編平素からの備えや予防第1章組織・体制の整備等3消防機関の体制の、「消防本部及び消防署における体制」を「消防本部における体制」に改める。
- 5 第2編平素からの備えや予防第2章避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え6生活関連等施設の把握等の生活関連等施設の種類及び所管省庁表中、第27条9号「農林水産省」を削り、第28条5号「文部科学省」、「経済産業省」を「原子力規制委員会」に、第28条6号「文部科学省」、「経済産業省」を「原子力規制委員会」に、第28条7号「文部科学省」を「原子力規制委員会」に改める。
- 6 第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等3避難住民の誘導（13）避難住民の復帰のための措置に「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」

での周知」を加える。

- 7 第3編武力攻撃事態等への対処第9章保健衛生の確保その他の措置1保健衛生の確保(1)保健衛生対策中、「県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。」を「県と協力して、保健師等の保健医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等を行う。」に改める。
- 8 第3編武力攻撃事態等への対処第9章保健衛生の確保その他の措置2廃棄物の処理(1)廃棄物処理の特例①に、「廃棄物処理の特例基準」を加える。
- 9 第3編武力攻撃事態等への対処第9章保健衛生の確保その他の措置2廃棄物の処理(2)廃棄物処理対策中、「震災廃棄物対策指針(平成10年厚生省生活衛生局作成)」を「災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」に改める。
- 10 第3編武力攻撃事態等への対処第11章特殊標章等の交付及び管理2特殊標章等の交付及び管理の、「消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員」を削る。

議案第46号

教育長の任命について

下記の者は、令和元年7月31日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 伏 屋 一 幸
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 7 号

令和元年度

豊明市一般会計補正予算書（第 2 号）

議案第 47 号

令和元年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度豊明市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,632 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,007,563 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 6 月 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		310,931	20,932	331,863
	1 基金繰入金	296,975	20,932	317,907
21 市債		1,067,300	62,700	1,130,000
	1 市債	1,067,300	62,700	1,130,000
歳入合計		19,923,931	83,632	20,007,563

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 12,100	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 74,800	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	296,975	20,932	317,907
計	296,975	20,932	317,907

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
5. 教育債	145,400	62,700	208,100
計	1,067,300	62,700	1,130,000

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	20,932	財政調整基金繰入金 20,932 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 学校施設改修事業債	62,700	学校施設改修事業 62,700 増

歳 出

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	260,787	83,632	344,419	13. 委託料	423
				15. 工事請負費	83,209
計	321,563	83,632	405,195		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設 維持管理事業	50,539		37,900		12,639	キュービクル更新等附帯 50,539 工事費
3 新設校開設 事業	33,093		24,800		8,293	工事監理委託料 423 校舎等改修工事費 32,670
計	83,632		62,700		20,932	
	83,632		62,700		20,932	

議案第48号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例
の制定について

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例を別
添のように定めるものとする。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給与を減額するため必要
があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号。以下「条例」という。）に規定する給料の減額に関し必要な事項を定める。

(給料月額の特例)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において市長、副市長及び教育長として在職している者の施行日から現市長の在職期間が終了するまでの給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(廃止規定)

第2条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例（平成28年豊明市条例第4号）は、廃止する。

議案第49号

豊明市税条例の一部改正について
豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市税条例の一部を改正する条例

(豊明市税条例の一部改正)

第1条 豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第35条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第35条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第35条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の3に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の5の規定により読み替えられた第74条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の3を附則第15条の3の2とし、附則第15条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第74条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の

適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽

自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊明市税条例第35条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに、第35条の3の2、第35条の3の3及び第35条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中豊明市税条例第26条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第35条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後の令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第35条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき豊明市税条例第35条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第35条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第35条の3の3第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を

受けるものを除く。)について提出する2年新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例第26条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条の規定による改正後の豊明市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第50号

豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別添のよう
に定めるものとする。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年豊明市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「（」の次に「保証人及び」を加え、同条第1項中「災害援護資金は、」の次に「保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

1 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第 5 1 号

豊明市介護保険条例の一部改正について
豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和元年 1 0 月 1 日からの消費税及び地方消費税率の引き上げに伴う、低所得者の介護保険料軽減措置を講ずるため必要があるからである。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「から平成32年度までの各年度」を削り、同条に次の1項を加える。

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和元年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 第1項第1号に該当する者 23,100円

（2） 第1項第2号に該当する者 36,400円

（3） 第1項第3号に該当する者 44,600円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第 5 2 号

豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について

豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の額の改正に伴い必要があるからである。

豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例

豊明市農村集落家庭排水施設条例（昭和57年豊明市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の108を乗じて得た額とし、」を「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を加算した額とし、」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している農村集落家庭排水施設で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後に初めて使用料の支払いを受ける権利が確定される日が同月31日後である農村集落家庭排水施設の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後に初めて支払いを受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の豊明市農村集落家庭排水施設条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第 5 3 号

豊明市下水道条例の一部改正について
豊明市下水道条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の額の改正に伴い必要があるからである。

豊明市下水道条例の一部を改正する条例

豊明市下水道条例（平成3年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「100分の108を乗じて得た額とし、」を「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を加算した額とし、」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している公共下水道で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後に初めて使用料の支払いを受ける権利が確定される日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後に初めて支払いを受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の豊明市下水道条例第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第54号

豊明市有料駐車場条例の一部改正について

豊明市有料駐車場条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の額の改正に伴い必要があるからである。

豊明市有料駐車場条例の一部を改正する条例

豊明市有料駐車場条例（平成元年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「8, 220円」を「8, 360円」に、「6, 170円」を「6, 270円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の豊明市有料駐車場条例の規定は、平成31年4月1日以降に利用の許可を受けた者に係る駐車料金のうち、この条例の施行日以後の駐車料金について適用し、平成31年3月31日までに利用の許可を受けた者に係る駐車料金については、なお従前の例による。

議案第 5 5 号

令和元年度

豊明市一般会計補正予算書（第 3 号）

議案第 5 5 号

令和元年度豊明市一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度豊明市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 6, 1 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 5 5 3, 7 3 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和元年 6 月 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		152,643	0	152,643
	3 森林環境譲与税	2,643	0	2,643
9 地方特例交付金		72,700	88,155	160,855
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	88,155	88,155
12 分担金及び負担金		324,603	-93,555	231,048
	1 負担金	324,603	-93,555	231,048
14 国庫支出金		2,737,348	148,973	2,886,321
	1 国庫負担金	2,116,976	81,617	2,198,593
	2 国庫補助金	131,827	66,970	198,797
	4 国庫交付金	476,254	386	476,640
15 県支出金		1,333,397	56,135	1,389,532
	1 県負担金	767,114	13,284	780,398
	2 県補助金	386,765	42,595	429,360
	3 委託金	169,622	256	169,878
18 繰入金		331,863	67,630	399,493
	1 基金繰入金	317,907	67,630	385,537
20 諸収入		623,597	278,829	902,426

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,639,122	12,655	2,651,777
	1 総務管理費	1,986,901	12,655	1,999,556
3 民生費		9,265,723	172,444	9,438,167
	1 社会福祉費	4,252,056	50,379	4,302,435
	2 児童福祉費	4,305,171	121,465	4,426,636
	3 生活保護費	681,835	600	682,435
4 衛生費		1,405,787	2,890	1,408,677
	1 保健衛生費	700,999	2,890	703,889
5 労働費		22,150	1,000	23,150
	1 労働諸費	22,150	1,000	23,150
7 商工費		191,856	335,348	527,204
	1 商工費	191,856	335,348	527,204
9 消防費		878,393	7,304	885,697
	1 消防費	878,393	7,304	885,697
10 教育費		2,218,691	16,258	2,234,949
	1 教育総務費	430,678	256	430,934
	2 小学校費	405,195	9,806	415,001

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市営駐輪場再整備調査事業	令和元年度から 令和2年度まで	千円 16,643

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森林環境譲与税	2,643	0	2,643
計	2,643	0	2,643

9 款 地方特例交付金

2 項 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 子ども・子育て支援臨時交付金	0	88,155	88,155
計	0	88,155	88,155

12 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費負担金	324,188	-93,555	230,633
計	324,603	-93,555	231,048

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 森林環境譲与税	0	森林環境譲与税 0

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 子ども・子育て支援 臨時交付金	88,155	子ども・子育て支援臨時交付金 88,155

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3. 保育園費負担金	-93,555	保育園運営費負担金 93,555 減

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,116,976	81,617	2,198,593
計	2,116,976	81,617	2,198,593

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	70,263	-8,378	61,885
8. 商工費国庫補助金	0	75,348	75,348
計	131,827	66,970	198,797

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 保育園費負担金	73,634	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 6,059 増 子育てのための施設等利用給付費国庫負担金 67,575
6. 老人福祉費負担金	7,983	現年度分介護保険料軽減分国庫負担金 7,983 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費補助金	1,759	地域生活支援事業費等補助金 1,759 増
2. 児童福祉費補助金	112	母子自立支援事業費補助金 112 増
3. 保育園費補助金	-10,249	幼稚園就園奨励費補助金 10,249 減
1. 商工振興費補助金	75,348	プレミアム付商品券事務費補助金 10,348 プレミアム付商品券事業費補助金 65,000

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫交付金	413,892	386	414,278
計	476,254	386	476,640

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	764,973	13,284	778,257
計	767,114	13,284	780,398

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	324,575	41,845	366,420

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 児童福祉費交付金	386	子ども・子育て支援交付金 386 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 保育園費負担金	9,292	施設型教育・保育給付費等県費負担金 3,030 増 子育て支援施設等利用給付費県費負担金 6,262
8. 老人福祉費負担金	3,992	現年度分介護保険料軽減分県費負担金 3,992 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費補助金	135	地域生活支援事業費等補助金 135 増
4. 児童福祉費補助金	386	地域子ども・子育て支援事業費補助金 386 増
5. 保育園費補助金	41,219	子どものための教育・保育事業費補助金 13,695

15 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県補助金)			
9. 労働費県補助金	0	750	750
計	386,765	42,595	429,360

15 款 県支出金
3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
6. 教育費委託金	117	256	373
計	169,622	256	169,878

18 款 繰入金
1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	317,907	30,977	348,884

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		私立幼稚園授業料等軽減補助金 27,524
6. 社会福祉費補助金	105	骨髓提供者助成事業費補助金 105
1. 労働諸費県補助金	750	愛知県首都圏人材確保支援事業費補助金 750

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 教育振興費委託金	256	キャリアスクールプロジェクト事業委託金 136 増
		学校教育研究委嘱校委託金 120

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	30,977	財政調整基金繰入金 30,977 増

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. 公共施設建設及び整備基金繰入金	0	36,653	36,653
計	317,907	67,630	385,537

20 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
4. 雑入	546,706	278,829	825,535
計	547,571	278,829	826,400

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 公共施設建設及び整備基金繰入金	36,653	公共施設建設及び整備基金繰入金 36,653

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 保育園給食費徴収金	18,829	保育園給食費実費徴収金 18,829
5. 雑入	260,000	プレミアム付商品券販売収入 260,000

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
8. 企画費	82,673	12,605	95,278	8. 報償費	238
				13. 委託料	12,367
11. 市民活動推進 費	118,134	50	118,184	19. 負担金、補助及 び交付金	50
計	1,986,901	12,655	1,999,556		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	908,028	210	908,238	19. 負担金、補助及 び交付金	210
2. 老人福祉費	796,078	44,464	840,542	14. 使用料及び賃借 料	276
				15. 工事請負費	28,221
				28. 繰出金	15,967
3. 心身障害者福 祉費	1,046,969	5,705	1,052,674	13. 委託料	5,705

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 企画事務事業	12,605				12,605	講師等謝礼 238 増 工事設計等委託料 12,367
計	12,605				12,605	
2 都市・国際交流事業	50				50	豊明市国際交流協会補助 50 増 金
計	50				50	
	12,655				12,655	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 福祉推進事業	210	105			105	骨髄移植ドナー助成金 210
計	210	105			105	
2 老人福祉センター運営事業	28,497			28,221	276	機器借上料 276 老人福祉センター整備工事費 28,221
7 介護保険特別会計繰出事業	15,967	11,975			3,992	現年度分介護保険料軽減 15,967 増 分繰出金
計	44,464	11,975		28,221	4,268	
1 心身障害児者福祉推進事業	5,705	1,894			3,811	電算関係委託料 4,805 増

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(心身障害者福 祉費)					
計	4,252,056	50,379	4,302,435		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1,923,827	8,582	1,932,409	15. 工事請負費	8,432
				20. 扶助費	150
2. 保育園費	2,381,344	112,883	2,494,227	12. 役務費 手数料	165 165
				13. 委託料	14,454
				19. 負担金、補助及 び交付金	98,264
計	4,305,171	121,465	4,426,636		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						基幹相談支援センター事業委託料 900 増
計	5,705	1,894			3,811	
	50,379	13,974		28,221	8,184	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 児童館等管理運営事業	8,432			8,432		児童館等整備工事費 8,432 増
3 児童福祉事務事業	150	112			38	母子自立支援給付金 150 増
計	8,582	112		8,432	38	
2 保育事業	112,883	113,896		-74,726	73,713	手数料 165 増 電算関係委託料 14,454 増 私立幼稚園就園奨励費補助金 38,437 減 幼児授業料補助金 448 減 施設等利用費 137,149
計	112,883	113,896		-74,726	73,713	
	121,465	114,008		-66,294	73,751	

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	49,339	600	49,939	19. 負担金、補助及 び交付金	600
計	681,835	600	682,435		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	261,291	2,890	264,181	1. 報酬	1,158
				11. 需用費 消耗品費	1,732
					1,732
計	700,999	2,890	703,889		

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 労働諸費	22,150	1,000	23,150	19. 負担金、補助及 び交付金	1,000
計	22,150	1,000	23,150		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	600				600	高校卒業程度認定試験合格者支援事業補助金 600
計	600				600	
	600				600	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 母子保健活動事業	2,890	772		1,732	386	各種診断等業務 1,158 増 消耗品費 1,732 増
計	2,890	772		1,732	386	
	2,890	772		1,732	386	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 労働事業	1,000	750			250	移住支援金 1,000
計	1,000	750			250	
	1,000	750			250	

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	100,906	335,348	436,254	12. 役務費	53
				保険料	53
				13. 委託料	335,295
計	191,856	335,348	527,204		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	30,718	7,304	38,022	15. 工事請負費	2,046
				18. 備品購入費	5,258
計	878,393	7,304	885,697		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	303,090	256	303,346	13. 委託料	256

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興補助事業	335,348	75,348		260,000		保険料 53 電算関係委託料 3,315 プレミアム付商品券運 331,980 営業務委託料
計	335,348	75,348		260,000		
	335,348	75,348		260,000		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 災害対策事務事業	7,304				7,304	全国瞬時警報システム自 2,046 動起動機更新工事費 災害時用資機材購入費 5,258
計	7,304				7,304	
	7,304				7,304	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育振興事業	256	256				キャリアスクールプロジ 136 増 ェクト事業委託料 学校教育研究委嘱校委託 120 料
計	256	256				

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	430,678	256	430,934		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	344,419	9,806	354,225	15. 工事請負費	9,806
計	405,195	9,806	415,001		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	113,147	4,720	117,867	13. 委託料	4,720
計	162,709	4,720	167,429		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	256	256				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設 維持管理事業	9,806				9,806	各小学校営繕工事費 9,806 増
計	9,806				9,806	
	9,806				9,806	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 中学校施設 維持管理事業	4,720				4,720	校舎等改修工事設計委託 4,720 増料
計	4,720				4,720	
	4,720				4,720	

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	286,327	1,476	287,803	13. 委託料	1,476
計	838,935	1,476	840,411		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 森林環境譲与 税基金費	2,643	-1,732	911	25. 積立金	-1,732
計	4,319	-1,732	2,587		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 体育施設維持管理事業	1,476				1,476	指定管理料 1,476 増
計	1,476				1,476	
	1,476				1,476	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 森林環境譲与税基金積立事業	-1,732			-1,732		森林環境譲与税基金積立 1,732 減金
計	-1,732			-1,732		
	-1,732			-1,732		

議案第 5 6 号

令和元年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第56号

令和元年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、変更なく歳入歳出予算の総額を4,688,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月4日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 介護保険料

1 項 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 第1号被保険者保険料	1,218,634	-15,967	1,202,667
計	1,218,634	-15,967	1,202,667

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5. 介護保険料軽減分繰入金	6,955	15,967	22,922
計	713,851	15,967	729,818

単位：千円

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
1. 現年度分特別徴収保険料		-13,739	現年度分特別徴収保険料	13,739 減
2. 現年度分普通徴収保険料		-2,228	現年度分普通徴収保険料	2,228 減

単位：千円

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
1. 介護保険料軽減分繰入金		15,967	現年度分介護保険料軽減分繰入金	15,967 増

歳 出

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 施設介護サー ビス給付費	1,638,116	0	1,638,116		
計	3,897,956	0	3,897,956		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 施設介護サービス給付事業	0			15,967	-15,967	財源振替
	0			15,967	-15,967	